

I 基礎知識編

(2) 新型インフルエンザ等対策における 医療機関の責務・取組

○ 医療機関の責務（「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」より）

- 平常時には、新型インフルエンザ等の患者を診療するための院内感染防止対策や必要となる医薬品・医療資器材の確保等の準備、診療体制を含めた診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を推進する。
- 発生時には、地域の他の医療機関や関係機関と連携して、診療体制の強化を含め、発生状況に応じた医療等を提供するよう努める。

○ 未発生期※における医療機関の取組

(「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」より)

- あらかじめ、受付、待合室、外来、病棟などにおいて、一般の患者と発熱している患者の導線等を分離可能なものとしておくなど、新型インフルエンザ等の院内感染防止のための体制を整備しておくとともに、個人防護具(PPE)など必要な医療資器材の備蓄を行っておく。
- また、増加する患者への対応や出勤可能な職員数の減少等の影響等を踏まえ、医療機関等の特性や規模に応じた医療等を継続して提供するための業務継続計画(BCP)を作成する必要がある。

院内感染防止の体制整備を進める際は、以下の点に留意します。

- ✓ 感染予防対策の徹底（手洗い・マスク・咳エチケット、標準予防策、接触予防策、飛沫予防策）
- ✓ 海外渡航歴の聴取を常に意識する
- ✓ 新型インフルエンザ等疑い患者が受診する際の手順を定めておく
（患者待機場所、対応者、診察場所、PPE着脱場所、医療廃棄物容器配置場所、消毒・清掃方法等）
- ✓ 患者受入やPPE着脱等の訓練を行い、手順の検証・見直し・習熟を図る

(※ 未発生期：新型インフルエンザ等が発生していない状態)